

社会福祉法人心侑会役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心侑会定款第9条及び第23条等の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 社会福祉法人心侑会（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の勤務についたときには、勤務実態に合わせ費用を弁償するものとする。

2 役員等の勤務とは、法人の用務につき、会議等に出席又は法人業務の調査、監査等に従事することをいう

3 前項の勤務1回につき計算した額で費用を弁償する。

4 役員等が法人職員である場合には、第2項の勤務に就いた場合でも費用は弁償しない。

(費用の弁償)

第4条 費用弁償の額は前条の勤務1回につき、別に定める額を支弁する。

2 前項の費用弁償の額は、別表1に定める。

(手当等)

第5条 役員等には、費用弁償以外の手当等は支給しない。

(旅費等)

第6条 法人の役員等（法人職員である場合を除く。）が、法人の業務のため旅行したときは、社会福祉法人心侑会給与規程第24条に定める職員の旅費に関する規程により、費用を弁償する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日制定し、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程の施行により、平成29年3月17日制定した社会福祉法人心侑会役員等の報酬・費用弁償に関する規程は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表1（第4条関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額
評議員会・理事会	1回につき 5,000円
内 部 監 査	1回につき 5,000円
評議員選任・解任委員会	1回につき 5,000円
そ の 他	業務の内容等を勘案して理事長が定める

社会福祉法人心侑会役員等の報酬支給基準規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人心侑会定款第9条及び第23条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の支給基準）

第2条 社会福祉法人心侑会（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に対しての報酬基準は、これを支給しないものとする。

（費用弁償等）

第3条 前条にかかわらず、役員等への費用弁償等については、別に定める規程によりこれを支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日制定し、平成29年4月1日より施行する。